**平成２２年（フ）第８４６号**
熊本市小峯２丁目６番36号
債務者　田上利江子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第８９７号**
熊本市川尻３丁目４番14号
債務者　林田智恵美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第９７０号**
熊本県合志市須屋628番地
債務者　上條　清春
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第９８２号**
熊本市長嶺西１丁目６番38―３号
債務者　川北　泰生
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第６８号**
大分県日田市丸山１丁目２番49号
債務者　岡部　葉子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
大分地方裁判所日田支部

**平成２２年（フ）第３２１２号**
横浜市南区宿町４丁目72番地２　ライオンズマンション蒔田第３―404号
債務者　向井　　誠
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８５２号**
岡山市南区泉田445番地１
債務者　徳永　尚義
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第６５５号**
相模原市南区麻溝台８丁目14番９号
債務者　森島　義明
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第６７５号**
相模原市中央区上溝1556番地２　うめの木ハイツ102
債務者　佐藤　茂美
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第６９２号**
相模原市中央区上溝4621番地５
債務者　本多あき子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第７３４号**
相模原市南区麻溝台８丁目18番２号
債務者　神藏　清治
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第８１３号**
岡山市北区下中野321番地112　林アパート５号
債務者　中西　美穂
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８１４号**
岡山市北区東古松１丁目14番９号　小野田ハイツ307号室
債務者　中西　奈美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第６８８号**
静岡県浜松市東区北島町560番地の２　エクセルコーポ103
債務者　袴田　昭次
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第３２０号**
愛知県蒲郡市新井町４番５号
債務者　横田　秀康
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第３２３号**
愛知県豊川市蔵子６丁目８番地７　センチュリー６丁目Ｂ棟101号
債務者　瀧口貴恵子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部